

議案第十二号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年港区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「出産支援休暇」の下に「育児参加休暇」を加える。

付 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（説明）

幼稚園教育職員の特別休暇に育児参加休暇を新設するため、本案を提出いたします。